

# 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づいて、当事業があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

## 第 1 事業者

事業者名称	特定非営利活動法人おさんぽ
主たる事務所の所在地	愛知県清須市廻間 3-3-8
法人種別	特定非営利活動法人
代表者氏名	加藤良一
電話番号	052-409-0904

## 第 2 ご利用事業

事業の種類	小規模保育事業
事業所の名称	清洲なのはな保育園
事業所の所在地	清須市廻間 3-3-8
管理責任者	竹市光代
連絡先	電話 052-409-0904 FAX 052-409-0904

## 第 3 事業の目的・運営方針

清洲なのはな保育園は児童福祉法（平成 22 年法律第 164 号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当事業所は、こどもの健やかな成長発達を目指し、誰もが安心して預けられ、父母と共に子育てを考えていける保育園を目指します。
- (2) 当事業所は、産休明け保育、延長保育、障がい児保育、一時保育、あそぼう会など地域に目を向けた様々な保育活動も行います。

#### 第4 施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	260 m <sup>2</sup>	
	屋外遊戯場	敷地内	105 m <sup>2</sup>
施設	構造	木造	
	延べ面積	128 m <sup>2</sup>	

##### (2) 主な施設

設備	居室数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	1室	
多目的ホール	1室	
調理設備		

#### 第5 利用定員

認定区分		利用定員
3号認定子ども	満1歳以上	12人
	満1歳未満	5人

#### 第6 連携施設

当事業所では、下記のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	清須市の各保育園
連携協力の概要	集団保育、保育に関する相談・助言

#### 第7 職員の配置状況

当事業所では、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
保育士	10	4	6	
調理員	1	1		
保育補助及び清掃	2		2	

※その他、必要に応じて職員を配置しております。

## 第8 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
事業所長	8:30～17:15	
保育士	早番 7:30～16:15 日勤 9:00～17:45 遅番 9:45～18:30 ※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります	

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 第9 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	月・火・水・木・金・土	
開 所 時 間 (延長保育)	平日	7:00～20:00
	土曜日	7:00～20:00
	日曜・祝日	休園日
	保育標準時間	7:30～18:30
	保育短時間	8:30～16:30

※12月30日～1月3日は休園日となります。

## 第10 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針に基づき、利用乳幼児の心身の状況に応じて、次に掲げる保育の提供を適切に行います。

### (1) 当事業所の保育理念

みんなのこどもをみんなの力で育てあう

### (2) 当事業所の目指すこども像

- ・自分の思いを豊かに表現する子
- ・感性の豊かな子
- ・心身ともにたくましく、仲間と楽しく遊べる子

### (3) 当事業所の保育の内容に関する全体計画

さんぽを中心に自然や社会と十分ふれあい、わらべうた、絵本の読み聞かせ、仲間とのあそびの中で成長・発達を図ります。

### (4) 給食の提供

食事、おやつは園内で調理します。

離乳食、アレルギー対応食も実施しています。

(5) その他の事業の実施

- (イ) 働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休明け（生後57日目）からの保育を実施しています。
- (ロ) 障がい児保育
- (ハ) 一時保育（定員に空きがあるとき）
- (ニ) あそぼう会（地域のこどもたちと一緒に年6回程度あそびます）

(6) NPO 法人おさんぽの入会

- (イ) NPO 法人おさんぽの目的及び事業にご理解とご協力をいただき、会員として入会してもらいます。
- (ロ) 6月頃に総会を開催し、1年間の活動内容等を決めます。  
総会には保護者の方も参加してください。
- (ハ) 年会費は2,000円です。